

平成30年度の処理状況

単位:件

	請求 件数	処理状況						審査 請求	実施機関別件数
		全部 公開	一部 公開	非公開	不存在	存否応 答拒否	取り 下げ		
情報公開 制度	77 (85)	28 (46)	21 (23)	2 (5)	23 (2)	0 (0)	3 (9)	2 (1)	市長50 教委18 公営企業3 議会6 (市長54 教委24 公営企業1 議会6)
個人情報 保護制度	20 (12)	10 (9)	5 (1)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	市長17 教育委員会1 公営企業2 (市長12)

※()内の数字は平成29年度の件数です。

平成30年度 情報公開制度と個人情報保護制度の 運用状況をお知らせします

問い合わせ 文書情報課 文書情報係 (市内線544)

情報公開制度

平成30年度の情報公開請求件数は77件でした。

実施機関別では、市長が50件、教育委員会が18件、公営企業が3件、議会が6件でした。

請求の主な内容は、「指定管理施設の業務仕様書、協定書」「市で契約した損害保険証券」に関するもので、決定内容(処理状況)は、全部公開が28件、一部公開が21件、非公開が2件、不存在が23件、取り下げが3件でした。

なお、一部公開に対する審査請求が2件あり、公平な救済制度の一つとしてその処理にあたる情報公開・個人情報保護審査会(市長の附属機関)を7回開催しました。

個人情報保護制度

平成30年度の自分自身に関する情報の開示請求件数は20件で、実施機関別

では市長が17件、教育委員会が1件、公営企業が2件でした。

請求の主な内容は、「介護認定審査資料」「自分の戸籍、住民票の請求履歴」に関するもので、決定内容は、全部開示が10件、一部開示が5件、不存在が5件でした。

情報公開制度・ 個人情報保護制度の利用方法

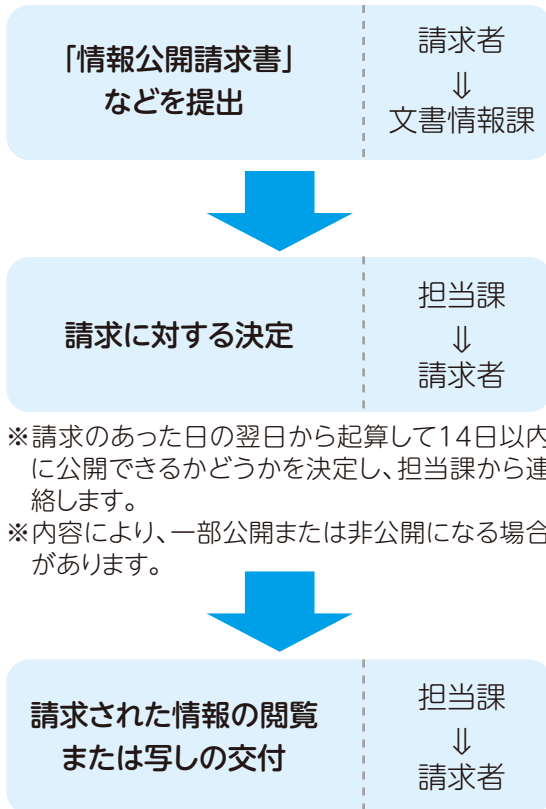
情報公開制度は、市の仕事や仕組みを知っていたくため、皆さんの求めに応じて情報(文書、図画、写真など)を公開するもので、市民の皆さんに限らず、どなたでも請求ができます。

また、個人情報保護制度では、自身に関する情報の開示を請求でき、その情報に誤りがあれば訂正を求めることができます。

請求される際は、「情報公開請求書」などに必要事項を記入して、情報公開担当課(文書情報課)に提出します。実施機関は、原則として請求日の翌日から14日以内に公開(開示)できるかどうかを決定します。

市の保有する情報は公開することが原則ですが、個人のプライバシーが侵害されたり、公共の利益が損なわれたりするような場合は非公開となる場合があります。

情報公開請求、 個人情報開示請求の流れ



※請求のあった日の翌日から起算して14日以内に公開できるかどうかを決定し、担当課から連絡します。

※内容により、一部公開または非公開になる場合があります。